

令和4年5月26日

常滑市長 伊藤 辰矢 様

常滑市情報公開審査会

会長 坂 敬裕



答申書

常滑市情報公開条例（平成11年常滑市条例第23号）第18条に基づき、令和4年4月5日に常滑市長から諮問のありました件につきまして、別紙のとおり答申いたします。

別 紙
答申第2号

第1 審査会の結論

常滑市長が令和3年11月22日付けで行った公文書開示決定は、対象となる文書のうち、平成28年9月8日から平成29年2月3日までの会議等状況報告書、会議報告書及び会議等報告書について適法に特定しており、妥当である。

第2 審査請求及び審議の経過

(1) 審査請求人は、令和3年10月22日付けで、常滑市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成28年度の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（のちに廃止されたものも含む）のうち、常滑半田酪農クラスター協議会が事業実施主体であった事業に関して作成または取得した全ての資料（メモ、メール、報告書等、報告書等メモ、電話聴取に関する文書、議事録、議事メモ、議事要旨、その他作成又は取得した全ての資料）」の開示を求める公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) これに対し実施機関は、対象となる文書を特定し、令和3年11月22日付けで公文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、令和4年2月22日付けで、実施機関である常滑市長に対し、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を変更し、対象文書を追加で特定し、当該文書の開示不開示について決定することを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 当審査会は、本件審査請求について、令和4年4月5日に常滑市長から条例第18条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

原処分を変更し、対象文書を特定追加して開示不開示の決定をせよとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

平成28年9月8日以降平成29年2月3日までの間（以下「本件期間」という。）において、何らの会議及び打ち合わせがなされていことは考えづらく、原処分は本件期間の文書を特定していない点で

違法である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件期間

取組主体と工事請負人との契約に基づく建築工事の期間である。

(2) 本件期間内における打合せ

常滑半田酪農クラスター協議会としては、本件期間において、工事に不測の事態等がない場合、事業に関する打合せを行う必要性は低く、実際に打合せは行っていない。したがって、会議等状況報告書、会議報告書、会議等報告書またはこれらに類する文書は存在しない。

第5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求に対して実施機関が文書を特定し、開示した公文書開示決定である。

審査請求人は、本件期間における会議等状況報告書、会議報告書、会議等報告書又はこれらに類する文書（以下「会議録等」という。）が特定されておらず違法である旨主張する。

これに対し実施機関は、本件期間の性質上、一般に打合せ等を行う必要性が低く、実際に打ち合わせを行っていないことから本件期間における文書は存在せず、文書の特定に違法がない旨主張する。

このため、当審査会では、実施機関において本件期間における文書が特定されたか否かについて検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関による事務の処理

常滑市事務文書規程第3条第1項は「事案の処理は、すべて文書によるものとする。」と規定し、実施機関が行う事務について、文書により行うこととしている。

また、補助金申請に関する資料は、申請書への添付が要求される等申請の根拠資料としての性質を有することが多い。特に、予期していなかつた事態が生じた場合は、関係者間で打合せの機会を持つとともに、その場で何が話し合われたか、またいかなる結論に至ったか等について、当事者において文書として記録し、それを保存することが通常である。

イ 本件における文書特定

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件期間において、工事について契約変更、その工期に遅れが生じた等の事態は生じておらず、打合せを必要とする状況にななく、また実際に打合せも行っていないとのことであった。

さらに本件請求に対して、実施機関が開示した本件期間における会議録以外の文書について再度確認しても、上記事情が窺われる文書は存在せず、開示した文書以外に新たな文書も発見されなかつた。

したがつて、本件期間中に実施機関において、何らかの文書が作成されたことが窺われる事情は認められず、また現に本件期間中に作成された会議録等が発見されなかつた本件において、文書の特定に違法はない。

(3) 結論

以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

答申に關与した委員の氏名

委員 坂 敬裕

委員 久野 耕嗣

委員 水野 功仁輝

委員 北村 ひふ美

委員 伊藤 清子